

茨木市国民保護対策本部及び茨木市緊急対処事態対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下この条及び第3条第2項において「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、茨木市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び茨木市緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（第4項及び第5条第1項において「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長及び部員を置き、それぞれ本部員のうちから本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、それぞれ副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（準用）

第7条 第2条から前条までの規定は、茨木市緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	国民保護対策本部長	緊急処理事態対策本部長
第2条第2項	国民保護対策副本部長	緊急処理事態対策副本部長
第2条第3項	国民保護対策本部員	緊急処理事態対策本部員
第3条第2項	法第28条第6項	法第183条において準用する法第28条第6項
第5条第1項	国民保護現地対策本部	緊急処理事態現地対策本部
	国民保護現地対策本部長	緊急処理事態現地対策本部長
	国民保護現地対策本部員	緊急処理事態現地対策本部員
第5条第2項	国民保護現地対策本部長	緊急処理事態現地対策本部長
	国民保護現地対策本部	緊急処理事態現地対策本部

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。